



**総合評価落札方式の一部見直しについて**  
**【平成25年度10月期】**

---

**平成25年 9月20日**  
**九州地方整備局 港湾空港部**



# 見直しの 内容

## <工事関係>

### 1. 評価内容の見直し

#### 1) 配置予定技術者の工事成績の評価

【申請された同種工事の成績評定点

→ **全国過去5年間の工事成績評定点の平均点**】

注) 当面の間、競争参加者からも工事成績評定点の実績データを提出して貰い、  
全国技術者データベースとの照合確認を行う。

#### 2) 建設系の継続教育(CPD)の実施状況の評価

【公告日から過去1年間 → **証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内**】

注) 但し、技術資料等提出期限から過去1年以内に単位取得がない場合は、  
評価しない。

### 2. 競争参加資格要件の緩和

#### 1) 工事成績評定点の制限

【管内過去5年間 → **管内過去2年間**の工事成績評定点の平均が65点以上】

## <業務関係>

### 3. 業務関係の見直し

#### 1) 履行体制確認型総合評価落札方式の適用範囲の拡大

【(品質確保基準価格の設定) 500万円以上から1,000万円以下

→ **100万円以上**から1,000万円以下】

#### 2) 技術提案書の簡素化(メリハリ)

【(特定(評価)テーマ)技術提案内容を裏付ける根拠(実績)資料の追加提出

→ **削除**】他

### 4. 適用時期

1) **平成25年10月1日以降**に公告(公示)する案件より適用する。





# 1. 評価内容の見直し（1 / 2）

## 【1）配置予定技術者の工事成績の評価】

◆全国技術者データベースの構築に伴い、今後、配置予定（主任または監理）技術者の工事成績の評価は、地方整備局（港湾空港関係）発注の過去5年間の工事成績評定点の平均点とする。

注1) 工事实績情報サービス(CORINS)に登録された500万円以上の工事に限る。

注2) 当面の間、競争参加者からも工事成績評定点の実績データを提出して貰い、全国技術者データベースとの照合確認を行う。

なお、提出して貰う実績データは、主任（監理）技術者又は現場代理人の立場で従事した工事がある場合にはその実績とし（担当技術者の立場で従事した工事は除く）、そうした立場で従事した工事が無い場合には担当した工事の実績とする。

但し、何れの場合も、工期の半分以上に従事した工事に限る（工期が1年以上の場合には6ヶ月以上）。

### 【現行】

評価項目		評価内容	評価基準
配置予定技術者の能力	工事成績の評価	<u>申請された同種工事の請負工事成績評定点</u>	12段階
		(平成15年度～24年度完了の地方整備局（港湾空港関係）、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局発注工事に限る)	



### 【見直し】

評価項目		評価内容	評価基準
配置予定技術者の能力	工事成績の評価	<u>地方整備局（港湾空港関係）発注の平成20年度～24年度に完了した当該工事種別の請負工事成績評定点の平均点</u>	12段階



# 1. 評価内容の見直し (2/2)

## 【2) 建設系の継続教育(CPD)の実施状況の評価】

◆現行、「公告日から過去1年間、又は各団体の推奨単位が複数年の場合はその期間」となっているため、競争参加者は工事毎に各団体が発行する「単位取得証明書」の取得が必要となっている。競争参加者の負担軽減を図るため、今後は、「単位取得証明書の証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内」に見直す。但し、技術資料等提出期限から過去1年以内に単位取得がない場合は、評価しない。

### 【現行】

評価項目	評価内容	評価基準
配置予定技術者の能力	建設系の継続教育(CPD)の単位取得状況 ( <u>公告日から過去1年間、又は各団体の推奨単位が複数年の場合はその期間</u> )。	2段階



### 【見直し】

評価項目	評価内容	評価基準
配置予定技術者の能力	建設系の継続教育(CPD)の単位取得状況 ( <u>証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。但し、技術資料等提出期限から過去1年以内に単位取得がない場合は、評価しない。</u> )	2段階



# (参考) 継続教育 (CPD) 状況の評価

- 各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」の証明日が技術資料提出期限の過去1年以内のものを評価する。
- 推奨単位には、各団体で1年、2年、5年等あるので、何れの実績でも評価するが、証明書が何年間の実績で申請しているのか明確にすること。
- なお、技術資料等提出期限から過去1年以内に単位取得がない場合は、評価しない。

## 【単位取得証明書の証明日と単位集計の例】

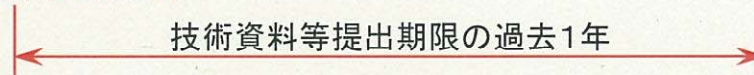
団体の推奨単位を20単位/年とした場合(なお、推奨単位については、各団体で年数・単位数が複数限定されているので、提出した資料がいずれの推奨単位で有るか明確にすること。)

技術資料等  
提出期限

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
単位取得(証明日4月)	4		4		4		2		4		2	4	4	2						4		2	4
単位取得(証明日3月)	4		4		4		2			2	4	4	2							4		2	
単位取得(証明日1月)	4		4		4		2		4	2	4	4	2							4			
単位取得(証明日6月)	4		4		4		2		4	2		4											
単位取得(証明日5月)	4		4		4		2		4	2													

推奨単位: 20単位/年の場合	
20単位	⇒ 評価する
18単位	⇒ 評価しない
20単位	⇒ 評価する
20単位	⇒ 評価する
20単位	⇒ 評価しない※

※技術資料等提出期限より過去1年以内に単位取得がない場合は評価しない。



★ : 単位取得証明書

※『CPD技術者証の写しとインターネットでの検索結果の写し』で単位取得証明書に代えることはできない。各団体が発行する単位取得証明書が添付されていない場合は評価しないので、留意すること。



## 2. 競争参加資格要件の緩和

### 【1】工事成績評定点の制限】

◆競争参加者の増加を図り、もって競争性の更なる確保を図るため、競争参加資格要件を現行の「過去5年間の評定点の平均が65点以上」から、「過去2年間の評定点の平均が65点以上」に緩和する。

#### 【現行】

##### 競争参加資格

九州地方整備局が発注した●●工事(●●には「港湾土木」、「空港等舗装」などが入る)のうち、平成20年4月1日から平成25年3月31日までに完成した工事がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。



#### 【見直し】

##### 競争参加資格

九州地方整備局が発注した●●工事(●●には「港湾土木」、「空港等舗装」などが入る)のうち、平成23年4月1日から平成25年3月31日までに完成した工事がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。



### 3. 業務関係の見直し

#### 1) 『履行体制確認型総合評価落札方式の適用範囲の拡大』

技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う『履行体制確認型総合評価落札方式』の適用範囲を、下記のとおり更に拡大して試行する。

【現行】

【見直し】

・「品質確保基準価格の設定」 500万円以上から  
1,000万円以下 → 100万円以上から  
1,000万円以下

#### 2) 『技術提案書の簡素化(メリハリ)』

申請資料として当局が競争参加者に求める技術提案書の更なる簡素化(メリハリ)を図る為、提出資料を下記のとおりに見直す。

【現行】

【見直し】

##### ①【プロポーザル・総合評価】

・「特定(評価)テーマ」 「技術提案内容を裏付ける根拠(実績)」  
別途A4判1枚以内の追加提出可 → 削除

##### ②【プロポーザル】

・「実施方針等」 「その他(有益な代替案、重要事項の指摘)」  
提出のA4判1枚以内に記載 → 提出様式を分離  
別途A4判1枚以内  
に記載



## 4. 適用時期

◆今回の見直しは、平成25年10月1日以降に公告(公示)する案件より適用する。